鳥取県監査公告第百四十四号

昭和四年四月十五日第三種郵便物での登は翌日)

県立中央 病

院 所

同

三月二日.

県立高等 看護学院

衛

生 查

研

所 究

執行

年

月

昭和三十一年二月三日

◇監査公告

所の定期監査の結果公表昭和三十年度に係る衛生研究所ほか二個

Ħ

次

告

監 查 公

監査概况

生

究

所

昭和三十

一年二月三日監査

監査委員

本

治

係る衛生研究所、 地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に 定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。 県立中央病院及び県立高等看護学院の

術陣容は依然として充実されず業務内容も保健所の行

うべき試験検査との担任分野も画然とせす、

仮に鳥取、

郡家及び浜村三保健所の行うべき試験検査を当所をし

のであるが)これに要する人的配置及び予算的配意に て兼任せしめるとしても(事実該当件数が非常に多い

欠げ研究所本来の目的たる試験、研究、調査に支障を

来していることが指摘される実情であるので、

との点

たにもかかわらず未だ考慮が払われていない。

当所の運営上の諸問題については、

前回强く指摘し

特に技

昭和三十一年三月二十二日

鳥取県監査委員

同

伝 節

同

同

本 西

夫 郞 治

四 利

関係当局は改め

て再

検討

を加

え速やかに

適切な措置を

県

立 中

講ぜられたい。

報 (**号**外) 第18**号** 

--

年三月二日

監査

司 同

見込であるが、実質的には、 見込額五千八百六十二万余円、支出見込額五千二百八 二、三月分調定見込額一千四十万余円、支出見込額 差引四百九十一万余円支出超過となつている。これに 年度赤字となり とし彼此差引すると、 千七万余円看護婦養成所費九十七万余円の支出を必要 十三万余円で差引五百七十九万余円の剰余金を生ず 千二十万余円を加えると合計本年度病院使用料の調定 余円でこれに は四千八百二十二万余円、 般経常費についてみると、 本年度病院会計収支状况は、 対し支出済額は、 更にこれに 本年度は五百二十五万余円の単 収入済額三千七百七十 一月末現在使用料の このほか公債償還金、 四千二百六十三万余円 病院拡充費等を除き 調 一万 定 ż

であるが 必要と思われ と予算執行等は一層明確にして置くべきである。 の関連性、或いは保健所その他行政上要請によるもの なお病理臨床試驗検査の実績は今のところ極めて低位 一層努力されたい 経理出納その他の事務執行につき遺漏の点があつた ので考究されたい 々の事務処理につい で厳正を期すべきである。 独自の調査として県下水系、 泉質変異調査を数年に亘り実施 おいては県西部鉱山地帯外 一○○件が未調査となつているので早期完了 或る程度の施設を整 るので検討され ても種々改善の余地が認められ 特に試驗検査と収入事務 たい 備し利用に供することは が九ケ所、 水質調査並びに温泉分 L 温泉に対する 水系、 水質調 また ĸ

これ 百余万円の歳入不足を生ずる見込である。 内容を分析検討するとともに使用料その他の収入と、 ているものと思料する。すなわち病院の各部門別業務 検討を 余地がある。特に ることは認められ 困難性があり、 六万余円を考慮すれ による中央病院としての権威の昂揚、 当病院が公的医療機関であつて、 つて収支均衝を図らねばならないところに運営上 .に要する人件費、材料費その他の諸経費を各部門 合理化とサービスの向上等経営管理部門に根本的 加え将来運営の方針を確立すべき時機に当面 との間の調整について留意努力して るが、 人員の合理的な再配置と設備の整備 ば本年度歳入、 根本的には組織運営に検討 歲出差引額一 しかも独立採算に 事業、 事務の簡 あく、 干 亢 Ø Ø L 5

鳥

木曜日

取 県

公

る。 置されたい。 師 納閉鎖期までに支払できなかつた原材料費等が本年度 族設等間接給与も合せ考慮し優秀職員の確保を期すべ 用乃至利用にも影響を来しているようであるので公舍 診療業務に影響を及ぼし、 配当に当局の配意が欠げ時宜に即した執行を抑制され 分として支出されている事実もあり、 らみ合せ堅実に収支計画の下に予算執行すべきである これが確保が困難の実状であり、 きである。 予算の適正配当と効率的執行に の給与は他の医療機関のそれと比し著しく均衡を失 結果となつてい 下位にあるようである。 折角の月間並びに年間計画も適正を欠ぎ前年度出 本院が独立会計である趣旨からして病院収入とに なお事務部長等主要人事の補塡は急速に るもの等が見受けられ 従つて医師の転退職も多く 節約よりむしろ損失をまね 延いては、病院の信 一層配意が必要であ また予算の分割 , る の で、 ح

0 5 て Ŧī. 衛生材料

置することが必要である。

要と認めるにつき、

これらの根本的問題につき至急措

らの点について特に留意され

たい。 取得出

Ø

納

K. つ

 $\vee$ て

一層愼

の所在を明瞭に

してれ

が矯正策の樹立

が緊

3

 $\equiv$ 

昭和31年3月22日

或

V

は科別に分析算定し原価計算による実体は、

の充実と待遇改善に 配意が望まし  $\vee$ 医

六 四人で、これに対する該月分の基金請求実件数は二八 人で、この中医療社会保険利用者(一部負担者)四五 に欠け不備のものがある。 に欠ける点が見受けられるので根本的に考究善処され 考究されているが未だ末端における使途確認の方法等 重考究すべきものがある。また薬品出納につい 〇件(この中九月分四件、 る外来患者分を対象としてみると、 つて購入しているが、業者の選定及び価額の点等に は、特定業者を指名し、競爭入札或いは随意契約に 社会保険診療報酬の請求事務の正確を期すべきであ 一二月分一二件を含む)であるが診療点数の基礎 このことについては前回も指摘した如く未だ配意 一〇月分四件、 すなわち一月分外科におけ 窓口受付延六三八 一一月分三 て種 × ょ

重を期すべきである。 すなわち医薬品の購入に当つ て

発行して整理しいるが明細書に一連番号を附し明確当日分の未収は後日収納した場合診療明細書を再 にして置くこと。 物品購入伺は傳票様式によつて一連番号を附し

- 理しているが編さん綴は不明確であ る。
- 物品の検収事務は形式的であるので実状に即した
- ってその出納を明確にして置くこと。 各診療科の要求により交付 しているが 補助簿によ

高価物品或いは光学機械等は台帳にその銘柄、

するので請求の適確、

処理に特に留意されたい

られたが、

このような事例は他診療科とも多い

カル

テ及び診療明細書との照合に不備が見受

式 性能、 番号等を記入整備しておくこと。

明確にして置くこと。 期すること。 揮発油 給食人員は各病棟との連絡を一層緊密にし厳格を 石炭及びレ ントゲ ンフイルム等の出納は

県立髙等看護学院 監査委員 昭和三十 年三月二 日 監査

近 松 本 藤 傳

監査概况

同

当局の留意を望む。 ことは本学院の本質からして更に再検討すべきである県 措置されていない。特に病院の併設機関的な傾向が强い 具体的詳細に指摘した通りであるが、 本学院の組織予算及び運営上の諸問題については、 未だ根本的に改善 前回

> 七 経理出納事務につき次の点留意された

1 カルテと診療明細書に不突合のも のがあつ 'n

た

Ø で

精査を厳重にすること。 社会保険診療報酬は毎月末日に遡つて調 定 L て V

ることは厳に戒めること。 る。特に会計帳簿を事実に反し形式的に記帳整理す るが請求の事実に従いそのつど調定整理すべきであ

検収を行うこと。

5

6

衛生材料(薬品除く)は一括中央資材室に交付